



## かかりつけ料の研修認定、「17年4月から」明示へ 厚労省、来月の関連通知で

---

[ 2月15日 17:44 ]

2016年度調剤報酬改定で新設される「かかりつけ薬剤師指導料」の施設基準のうち、研修認定要件の適用開始日に現場が関心を寄せている。公表済みの改定関連資料には記載がないため、一部で情報が錯綜しているが、厚生労働省は1年の準備期間を設け、17年4月1日から適用することを既に決めている。具体的な研修認定制度の内容も含め、来月の改定関連通知などで明示する方針だ。

かかりつけ薬剤師指導料を算定する場合、薬局には施設基準として一定の要件を満たす薬剤師の配置が義務付けられている。具体的な要件としては、▽薬剤師として3年以上の薬局勤務経験▽当該薬局に週32時間以上の勤務▽当該薬局に6カ月以上の在籍▽薬剤師認定制度認証機構(CPC)が認証している研修認定制度などの研修認定の取得▽医療に関する地域活動の取り組みへの参画一を規定している。

このうち、研修認定の取得に関する規定について厚労省は、一定の準備期間が必要だと判断し、17年4月1日から実施する。CPCが認証する研修認定制度以外に、学会の専門薬剤師認定制度などを対象とすることも検討中。CPCのホームページによると、日本薬剤師研修センターや大学薬学部・薬科大など22団体の生涯研修認定制度が認証を受けている。

出典：PHARMACY NEWSBREAK 2016年2月15日

発行 株式会社じほう